

防災かわら版

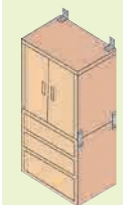


12月2日(日)は
地域防災訓練です!

最近では、全国的に大規模な災害が多発しています。地域で実施される防災訓練に積極的に参加し、改めて自分自身や身の回りの方の命を守るための「自助・共助」の力身につけてみましょう。

家庭でできる防災対策

○家具・家電の転倒防止



家庭内の家具や家電の転倒防止をすることは、家具等の転倒による怪我を防ぐだけでなく、避難経路を確保するのにとても重要な減災対策です。家具の転倒防止は、
・ 寝室
・ 普段いる場所
・ 家庭内で避難経路になっているところ
を中心に行うのが効果的です。

市では、家庭内家具等の転倒防止器具の購入や取付けにかかる費用を補助しています。なお、本年度中の制度利用については、補助率が高くなっています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。積極的な利用をお願いします。

○食料品等の備蓄



地震発生後、自宅避難の場合は7日分、避難所へ避難する場合は3日分の食料の備蓄が望ましいとされています。
◎1日分の食料はこれくらい
・ 飲料水→一人3リットル
・ 食料→一人3食分
また、食料品のほかにも、携帯トイレや貴重品、日常的によく使うものを非常持ち出し袋に揃えておきましょう。
賞味期限が近づいた備蓄食料は定期的に食べ、食べた分を買い足す「ローリングストック法」を利用することで、上手に備蓄をすることができます。
問合せ先 防災安全課防災係
(窓口⑩) ☎4145

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

～社会保険料控除について～



こんなところで有利な国民年金

た国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

11月上旬に
社会保険料控除証明書の届きませ

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。
控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納めた保険料の全額です。
過去の年度分や追納した保険料も含まれます。
また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。
なお、平成30年中に納付し

平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書、又は領収証書を添付してください。(平成30年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、翌年の2月上旬に送られます。)
税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。
そのためにも、保険料は納め忘れないようしっかりと納めましょう。
問合せ先
市民保健課国民年金係
(窓口③) ☎23922

不要な家電がメダルに変身

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(東京2020組織委員会)は、東京2020大会で使用するメダルについて、皆さまがお持ちの使用済み携帯電話等の小型家電から製作する「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」を実施しています。



このプロジェクトにより、オリンピック・パラリンピック合わせて、金・銀・銅メダル約5,000個を製作する予定です。

皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

次のような家電が対象です!

ゲーム機(据置型・携帯型)/携帯電話・スマートフォン/ラジオ/パソコン/デジタルカメラ/USBメモリ/ドライヤー/電気アイロン/電子辞書/タブレット/プリンター/電話機/カーナビ/炊飯器/ジューサー・ミキサー/ホットプレート/加湿器/除湿機/空気清浄機/電動歯ブラシ/各種ケーブル類/リモコン/時計/電子書籍端末など

回収箱設置場所

・市内全小中学校→携帯電話・スマートフォンのみ
・市役所西館庁舎、中央公民館、市民スポーツセンター
→回収口(幅30cm、高さ14cm)に入る小型家電
※回収箱に入らない家電は、清掃センターへお持ち込みください。(有料)

回収期限 平成31年3月31日

問合せ先

観光交流課観光戦略係(プログラムについて) ☎3913
環境対策課清掃センター(回収方法について) ☎6686

下田税務署より 各種説明会のお知らせ

○年末調整等説明会

対象 源泉徴収義務のある事業者の方
日時 11月27日(火) 13時15分～14時15分
場所 市民文化会館 大ホール
※説明会に関する書類は、対象となる方に事前に送付しますので、当日必ず持参してください。

○消費税軽減税率制度等説明会

対象 事業者の方
日時 11月27日(火) 14時30分～15時30分
11月28日(水) 11時30分～12時10分、
15時30分～16時10分
場所 市民文化会館大ホール(27日)
下田総合庁舎4階第8会議室(28日)
(28日は同じ内容です。)

○青色申告決算等説明会

対象 個人の青色申告者
日時 11月28日(水)
9時30分～11時15分、13時30分～15時15分
(どちらの回にも出席いただいても結構です。)
場所 下田総合庁舎4階第8会議室
※平成30年分の青色申告決算書用紙は確定申告書用紙等に同封されます。

問合せ先 下田税務署 ☎0185

※税務署への電話は、自動音声により案内していますので、この文書に関するご質問は「2」を選択してください。
※不足する書類がある場合は、説明会場又は下田税務署で配付いたします。

ジオパーク 通信

◎過去の災害を知ることは大切



伊豆は地震災害とは 無縁の安全な場所?

過去の百年を振り返っても、昭和5年に北伊豆地震、昭和49年に伊豆半島沖地震、昭和53年に伊豆大島近海地震が発生し、多数の死傷者が出ました。

伊豆半島の成り立ちと地震には深い関係があります。伊豆半島を載せているフィリピン海プレートの沈み込みの影響や活断層によって、地震が発生しています。

また、地震だけでなく、昭和33年の狩野川台風でも伊豆は大きな被害を受けました。

そういう歴史を知ると、伊豆に住むのも怖いですね

北伊豆地震を引き起こした丹那断層はこれまでの研究の結果、平均して500年から1000年に一度動くことが分かっています。人間の一生と比べると、はるかに長い周期であり、私たちが生きていく間に再び同規模の地震が丹那断層で起こることは考えにくいことです。

大切なことは「大地震がくる」と恐れるだけではなく、地震を科学的に冷静に受け止める姿勢と、いざ発生したときに、すぐに対応できる準備を整えておくことです。

津波や水害でも、過去にここまで水が到達したという記録がかなり詳しく分かっています。過去の災害を学び、いざ災害が発生したときにはどうすればよいか、と考えておくことが非常に重要です。

問合せ先
伊豆半島ジオパーク推進協議会

☎0520